

（仮称）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例素案に 対する市民意見の概要と札幌市の考え方について

（仮称）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例素案について、平成24年11月12日（月）から12月11日（火）までの間、市民の皆さんのご意見を募集させていただきました。

このたび、皆さんのご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方をまとめましたので公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見については、その趣旨を損なわない程度に取りまとめて要約しておりますことをご了承ください。

1 実施概要

(1) 意見募集期間

平成24年11月12日（月）から12月11日（火）までの30日間

(2) 資料の配布・閲覧場所

- ・札幌市公式ホームページ
- ・市民まちづくり局地域振興部区政課（市役所本庁舎13階）
- ・市政刊行物コーナー（市役所本庁舎2階）
- ・各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンター

(3) 意見募集方法

持参、郵送、ファクス、電子メール

2 実施結果

(1) 意見の提出者数 18人（連名）

(2) 提出意見数 2件

意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方
<p>反社会的勢力である暴力団の資金源を可能な限り断つためには、漏れのない暴力団排除制度の構築が不可欠です。</p> <p>「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」は、北海道暴力団の排除の推進に関する条例（以下「道条例」という。）が規制しない部分を補完して規制するものであり、道条例と相まって、漏れのない暴力団排除の実現が期待できるものと考えます。</p> <p>よって、この条例素案を内容とする条例制定に賛成します。</p>	<p>ご指摘のとおり、暴力団の資金源を可能な限り断つためには、社会全体が一体となって暴力団排除を進めることが不可欠と考えます。</p> <p>札幌市が本条例を制定することにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び道条例と相互補完しながら暴力団の排除を進めていくことができると考えております。</p>
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正（平成 25 年 1 月 30 日施行予定）され、国の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、住民等の委託に基づき、指定暴力団等の事務所の使用差止め等の請求訴訟ができるようになりました。</p> <p>しかし、公益財団法人北海道暴力追放センター（以下「北海道暴追センター」という。）については、差止請求等に関する費用を捻出することが非常に厳しい状況にあると聞き及んでいます。</p> <p>よって、北海道暴追センターが差止請求関係業務を遂行するのに必要な費用の一部を補助する等の措置を積極的に講じて頂くことが不可欠であると考えます。</p> <p>また、暴力団による被害者を援助するための施策の実施も必要であり、これに伴う予算措置を講じることも必要と考えます。</p>	<p>北海道暴追センターに対する差止請求関係業務の補助等については、今後の状況や北海道の対応を見極めながら検討してまいります。</p> <p>また、暴力団による被害者を援助するための施策については、いただいたご意見を参考にしながら検討してまいります。</p>

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業(次項において「公共事業等」という。)の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は

暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。)について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報の収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)第2条第2号に規定する実施機関(本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があ

ると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。